

## 災害資金報告書作成要領

### I 災害貸付実行報告書の作成方法

#### 1. 記入方法

- (1) コード名の下にある数字は、桁番号である。  
コードは正確に、判読しやすく記入すること。
- (2) 記入にはボールペンを使用し、県には原本を提出すること。  
融資機関及び市町村は、各1部コピーをとり保存する。
- (3) 記入誤りを訂正する場合には、当該欄を二重線で消し、上部に訂正後の文字等を記入する。
- (4) 下段に同一のコード、数字が続く場合でも省略せずに、各桁そのつど記入する。
- (5) 金額は千円単位とする。
- (6) 報告書様式右上には市町村が市町村名、報告書をチェックした者の氏名、市町村が県に提出する報告書の枚数とその一連番号を書くこと。様式右上には融資機関が市町村に提出する際に同様に記入すること。

#### 2. 提出期限

- (1) 融資機関は、天災資金貸付実行と同時に災害資金貸付実行報告書（様式1）を作成し、速やかに所管市町村に提出する。
- (2) 市町村は、報告書の内容を検査のうえ前月中に貸付のあったものの管内分を取りまとめ、毎月5日までに原本を県に提出する。（期限厳守）  
※総括表（様式の2の1～2の3）を添付すること

#### 3. コード説明

以上が借入者を判定するために必要となる「キーコード」である。

- (1) 農・林・漁コード（1桁）  
農林漁業別コード表から当該コードを記入。
- (2) 融資機関コード（2～8桁）  
融資機関コード表から融資機関・支所コードを7桁で記入。
- (3) 災害コード（9～11桁）  
災害コード表から災害コードを3桁で記入。
- (4) 市町村コード（12～14桁）  
借入者が住所を有する市町村コードを3桁で記入。
- (5) 事務所コード（15桁）  
管轄農林事務所コードを記入。漁業関係はその地域の農林事務所コードを記入。
- (6) 個人番号（16～19桁）  
市町村が災害別・市町村別に4桁の借入者番号を設定する。  
※同一市町村で番号が重複しないようにすること。融資機関や金利が変わっても番号は連続し

てよい。

(7) 借入者名 (20～59桁)

上段は漢字、下段はカタカナで記入。姓と名の間を一桁空欄にする。濁音「゛」、半濁音「゜」も1桁を使用すること。

(8) 借入者コード (60～61桁)

借入者コード表から2桁で記入。

(9) 資金別コード (62桁)

資金別コード表から記入。

(10) 貸付金利コード (63桁)

貸付金利別コード表から記入。

(11) 業種コード (64～65桁)

業種コードから記入。

(12) 新規・重複コード (66桁)

今回の借入者が、貸付時に、天災資金の約定融資残高を保有しているかどうか確認のうえ、

残高のない者	→	新規	→	1
残高のある者	→	重複	→	2

と記入する。

(13) 貸付実行年月日 (67～73桁)

貸付実行年月日を記入。年号は年号コードから記入。

(14) 貸付実行額 (74～78桁)

貸付実行した金額を千円単位で記入。

(15) 約定償還日 (79～82桁)

6月20日または12月20日のどちらかを記入。(一人年1回)

ただし、約定日と貸付実行日が同一となることは認められない。

(16) 約定償還開始年・完了年 (83～88桁)

開始年は、貸付実行後到来する第1回目の約定償還日が属する暦の年を記入。

完了年は、最終約定償還日が属する暦の年を記入。

(17) 約定償還計画 (89～98桁)

貸付実行金額を償還回数で均等割りし、千円未満の端数は割りかえた初年度分に加える。

※ 貸付実行金額 = 第1回償還額 + {第2回償還額 × (完了年 - 開始年)}

第1回 (千円) ≥ 第2回以降 (千円)

(18) 上乗せコード (99桁)

記入不要である。

(19) 市町村上乗せ利率 (100～104桁)

国・県の制度とは関係なく、市町村が単独で利率を上乗せして利子補給する場合に記入。

(20) 区分コード (105桁)

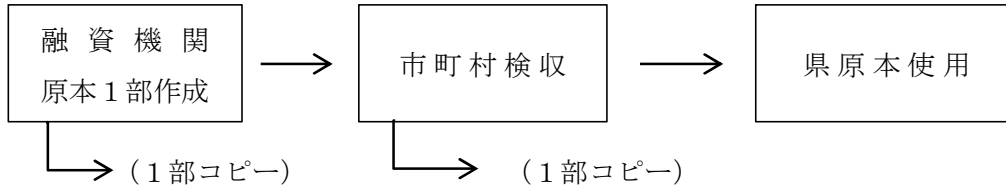
新規入力の際は1、データを修正する場合は2と記入する。

## II 災害資金特例移動報告書の作成方法

1. 融資機関は、災害資金の融資残高を有する融資機関の支店・支所ごと、災害ごとに「災害資金特例移動報告書（様式3）」を作成すること。（繰上償還及び延滞の発生・解消等がない場合でも、該当しない旨明記すること。）

なお、報告は全て千円単位であり、千円未満の移動は認めない。

### (1) 作成部数



### (2) 提出期限

県への提出期限は以下の通りとする。

上期（1月1日～6月30日） → 7月10日

下期（7月1日～12月31日） → 1月14日

### (3) 報告内容

上期・下期ごとに配布する予定明細書に記載されている者に関して、台帳を検査確認のうえ、「特例移動報告書」により報告すること。

※融資残高確認報告書（様式4）を添付すること。

#### ① 繰上償還関係

ア 約定償還日以前に償還があった場合

イ 約定償還日に約定金額以上の償還があった場合

\*ウ 調査等により県、市町村から繰上償還を指示された場合

\*エ 県、市町村から利子補給停止等による残高全額償還の指示があった場合

\*オ 貸付額を全額使いきらず、一部又は全部の返還があった場合

#### ② 延滞関係

ア 当期に約定償還日があるにもかかわらず、当期末まで償還がないか、または約定償還額に満たない場合。

イ 予定明細書の期首延滞額欄に該当がある者がいる場合。

（償還のある、なしに関わらず全て報告すること。）

### (4) 償還充当区分

- ① 第1順位 調査による指示、残高除去命令による償還
- 第2順位 延滞分の解消
- 第3順位 当期約定分
- 第4順位 任意の繰上償還（当期外約定分）

第1順位のほかは、  
古いものから順に充  
当していくこと

- ② 当期約定分以外の償還（当期外約定分繰上償還という）があった場合、(3)の①のウ、エ、オの場合は償還年の最後の方から充当し、それ以外の場合は最初の方または最後の方の任意の

充当とする。

※繰上理由コードにより処理

## 2. 特例移動報告書記入方法

### (1) キーコード (1～19桁)・氏名

予定明細書に記載されているコードを間違いなく転機すること。判定は全てコードによってなされるので、仮にコードを間違えた場合、条件の類似した他人の償還内容を変えてしまうことがあり、重大なミスとなる。氏名は電算の判定条件ではなく便宜上のものにすぎない。

### (2) 償還関係欄 (20～61桁)

#### ① 当期約定分 (20～42桁)

当期に約定償還日が存在するとき (予定明細書の当期約定分の約定償還欄に記載される)、繰上償還・延滞解消等があった場合記入する。

#### ア 繰上償還その1、その2 (20～37桁)

予定明細書に記載されている当期約定償還額について、約定日以前にその一部または全部を償還した場合記入する。

1回だけで繰上償還があった場合は「その1」に記入。当期約定分を2回に分割して償還した場合は、早いものから順に「その1」「その2」に記入。3回以上に分割した場合は1回目については「その1」に記入し、2回目以降の分はまとめてその最終償還月日とともに「その2」に記入。

#### イ 当期発生延滞額 (38～42桁)

予定明細書に記載されている当期約定分の一部または全部が期末 (上期6月30日、下期12月31日までに償還がなかった場合) 記入する。

なお、約定日に償還がなくとも、その後期末までに償還があった分については電算処理上延滞としないので記入は不要である。

#### ② 当期外約定分

当期約定分に該当しない場合は、全て当期外約定分の処理となる。

#### ア 繰上償還その1、その2 (43～60桁)

- ・当期に約定償還日が存在しない場合で繰上償還があったときに、償還金額を記入する。
- ・当期に約定償還日があって、当該約定償還額を越える償還があった場合は、その越えた分を記入する。

#### イ 当期外繰上理由 (61桁)

当期外繰上償還があった場合、「繰上償還コード」から記入する。

※繰上償還後の残高を再度残年数で割りかえし、各年均等償還にする方法は原則として認めない。

### (3) 延滞関係欄 (62～66桁)

#### 期首延滞解消額 (62～66桁)

期首 (上期1月1日、下期7月1日) で延滞となっている (予定明細書のA期首延滞額に記載

のある) ものについて全て記入する。

延滞が解消した場合は解消額を、解消されなかった場合は、「0」と記入する。

### 3. 融資残高確認報告書

特例移動報告書を作成するためには、予定明細書を全てチェックする必要があるが、十分なチェックを怠ったために過大に補助金を申請し、のちに返還というケースが多く見られる。このような事態を防ぐためにも、特例移動報告書、融資残高確認報告書等は市町村と融資機関が連携し、厳重にチェックを行うことが望まれる。

#### (1) 各項目の記入方法

##### (A) 予定明細書期末残高

送付された予定明細書の期末融資高から転記する。

##### (B) 融資機関試算表残高

各融資機関の試算表による。

※市町村は融資機関から残高試算表等を取りよせるなどして、必ず確認すること。

##### (C) 当期外繰上償還額

特例移動報告書の当期外繰上償還額の合計を記入。

##### (D) 延滞元金額 (保有延滞部除く)

[予定明細書の期首延滞額] - [特例移動報告書の期首延滞解消額] +  
[特例移動報告書の当期発生延滞額]

##### (E) 融資機関保有延滞額

利子補給期間が終了し、予定明細書の期首融資残高はないが、延滞により融資機関に貸付残高がある場合、その額を記入する。

(2) 融資機関試算表残高及び保有延滞額は期末 (上期 6 月 30 日、下期 12 月 31 日) 現在とする。

(3) 市町村及び融資機関は (A) - (B) = (C) - (D) - (E) となることを必ず確認すること。

※ (A) ~ (E) の額は (1) のとおりそれぞれ算出すること。差引きをして右辺と左辺を合わせると、報告間違いや報告漏れを発見できないケースがでてくるので、絶対に行わないこと。

#### 【例題】

当期を仮に平成 11 年度下期 (11.7.1~11.12.31) と設定する。

(1) 当期に約定日がある場合。(予定明細書に期中約定償還額が記入されている。)

*個人番号	0200	*氏名	白神みどり		
*約定日	12月20日	*約定償還額	200千円	*約定残高	800千円

例1 12月20日に200千円償還。

例2 10月20日に200千円償還。

例3 10月20日に100千円、12月10日に50千円、12月15日に50千円償還。

例4 12月25日に200千円償還。

例5 10月20日に50千円、12月20日に80千円、12月25日に70千円償還。

- 例6 10月20日に 100 千円、12月20日に30千円償還。
- 例7 12月31日までに償還なし。
- 例8 12月25日に 120 千円償還。
- 例9 期首に延滞が 150 千円あり、今期分の償還もない。
- 例10 期首に延滞が 150 千円あり、12月10日に 630 千円償還。
- 例11 期首に延滞が 150 千円あり、12月20日に50千円、12月25日に 170 千円償還。
- 例12 10月30日に 500 千円償還。
- 例13 12月25日に 500 千円償還。
- 例14 130 千円の不要額が発生、それと約定分 200 千円の計 330 千円を12月20日に償還。
- 例15 調査の指示で 300 千円を12月20日に償還、約定分 200 千円は延滞。
- 例16 調査の指示で 100 千円を12月20日に、約定分 200 千円は10月20日に償還。
- 例17 10月30日付けで 150 千円に対する利子補給停止処分を受け、12月20日に償還。約定分 200 千円も12月20日に償還。
- 例18 期首に延滞が50千円あり、10月30日付けで 300 千円に対する利子補給停止処分を受け、約定分については延滞。

(2) 当期に約定日がない場合。(予定明細書に期中約定償還額が記入されていない。)

*個人番号	0321	*氏名	三内丸男		
*約定日	6月20日	*約定償還額	今期なし	*期首約定残高	950千円

※ 当期約定分欄に記載はありえない。

- 例19 10月30日に 300 千円償還。
- 例20 10月30日に 100 千円、12月10日 200 千円、12月20日に 150 千円償還。
- 例21 期首に80千円延滞があり、今期中に償還はなかった。
- 例22 期首に 100 千円延滞があり、12月20日に 240 千円償還。
- 例23 不要額が 100 千円発生し、10月30日に償還。
- 例24 10月30日付けで 110 千円に対する利子補給停止処分を受け、12月20日に償還した。
- 例25 期首に 100 千円延滞があり、10月30日付けで 220 千円の利子補給停止処分を受けた。
- 例26 期首に 170 千円延滞があり、10月30日に50千円償還。









## 【解 説】

解1 約定計画どおりの償還であるので、報告は不要である。

解2 当期約定分の前払いであるので、「当期約定分繰上償還その1」に記入。

解3 「その1」には10月20日分を、「その2」には12月10日分と12月15日分を合算し、月日の遅い12月15日分として記入。

解4 当期末（ここでは12月31日）までに償還があったものについては、電算処理上、延滞として取り扱わないので報告は不要。

※ただし、借入者と融資期間との間ではその期間、一時延滞になると思われるので、取扱注意。

解5 10月20日分は「当期約定分繰上償還その1」に記入（例2参照）。残りは当期末までに償還しているので、電算処理上、約定どおりと考える。

解6 10月20日分の100千円は「当期約定分繰上償還その1」に記入（例2参照）。残りの100千円に対して30千円しか償還がないので、差引き70千円は当期延滞となる。

解7 200千円全額当期延滞となる。

解8 120千円分について例4と同じく、延滞として取り扱わない。残り  $200 - 120 = 80$ 千円は当期延滞となる。

解9 期首延滞の150千円について、その解消がないので0と記入し、今期約定分の200千円は当期延滞となる。

解10 償還額630千円を①150千円を延滞解消分に充当、②200千円を当期分の繰上償還に充当、③  $630 - 150 - 200 = 280$ 千円は当期外繰上償還となる。

※当期外繰上理由コードを忘れずに記入すること。

解11 12月20日の50千円と12月25日の170千円のうちの100千円との計150千円を延滞解消分に充当し、残りの70千円は当期約定分とする。約定分  $200 - 70 = 130$ 千円は当期延滞となる。

解12 500千円のうち200千円は当期約定分の繰上償還、残り300千円は当期外繰上償還となる。

※当期外繰上理由コードを忘れずに記入すること。

解13 500千円のうち200千円は当期約定とし（例4参照）、残り300千円は当期外繰上償還となる。

※当期外繰上理由コードを忘れずに記入すること。

解14 130千円の不要額分は当期外繰上償還で報告。当期外繰上理由コードは3（貸付額を使いきらず繰上）を使用すること。

約定分200千円は約定計画どおりの償還であるので記入する必要がない。

解15 300千円の調査指示繰上償還額は当期外繰上償還で報告し、当期外繰上理由コードは4（調査等の指示による繰上）を使用すること。

約定分200千円は当期延滞となる。

解16 100千円の調査指示繰上償還額は当期外繰上償還で報告し、当期外繰上理由コードは4（調査等の指示による繰上）を使用すること。

約定分200千円は当期延滞となる。

解17 150千円の利子補給停止処分に対する残高除去は実際に償還のあった12月20日ではなく、処分月日である10月30日で処理になるので、当期外繰上償還欄に記入し、当期外繰上理由コードは5（利子

補給停止等の残高除去)を使用すること。約定分 200 千円については記入の必要がない。

解18 延滞が消されていなかったので期首延滞解消額は 0 と記入。10月30日付けの処理で 300 千円を当期外繰上償還とし、当期外繰上理由コードは 5 (利子補給停止等の残高除去)を使用すること。約定分 200 千円は当期延滞となる。

※例 19 以降は当期に約定日が存在しない例であるので、繰上償還のある場合は、全て当期外約定分に記入されているので注意すること。また、当期外繰上理由コードを必ず記入すること。

解19 当期外繰上償還に 300 千円を記入。

解20 「当期外繰上償還その 1」に 1 回目の 100 千円を記入し、2 回目以降の分は、まとめて「その 2」に遅いほうの月日 12月20日と  $200+150=350$  千円を記入。

解21 期首延滞解消額に 0 を記入。

解22 240 千円のうち 100 千円を延滞解消に充当し、残り  $240-100=140$  千円は当期外繰上償還とする。

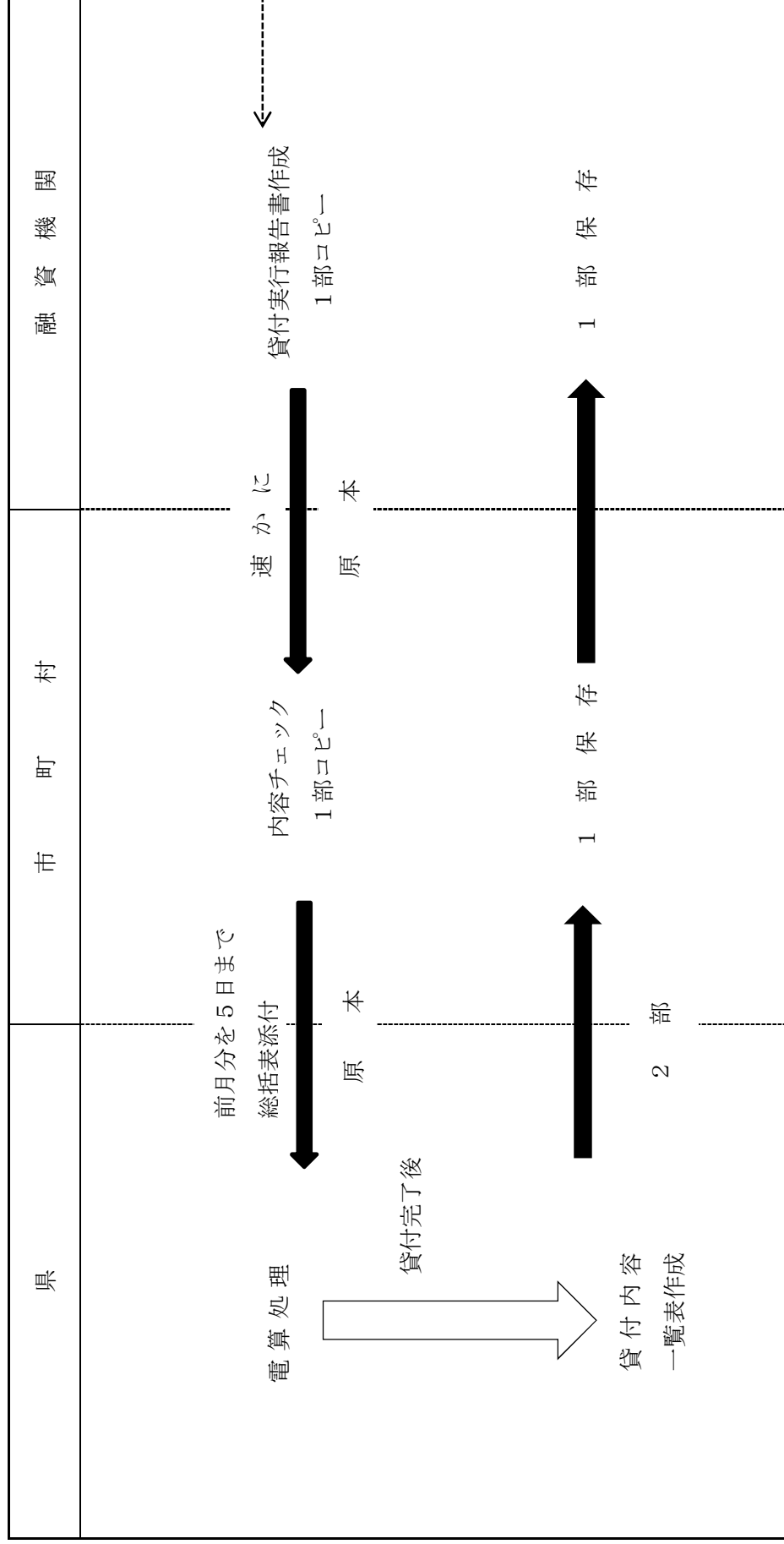
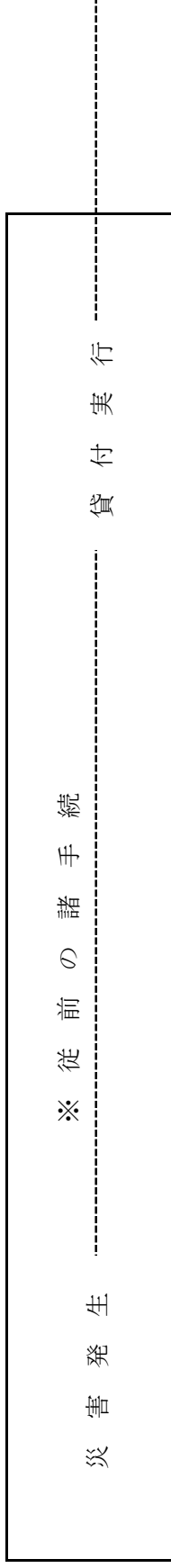
解23 当期外繰上償還に 100 千円を記入。当期外繰上理由コードは 3 (貸付額を使いきらず繰上)を使用すること。

解24 処分月日である10月30日付けで当期外繰上償還に 110 千円を記入。当期外繰上理由コードは 5 (利子補給停止等の残高除去)を使用すること。

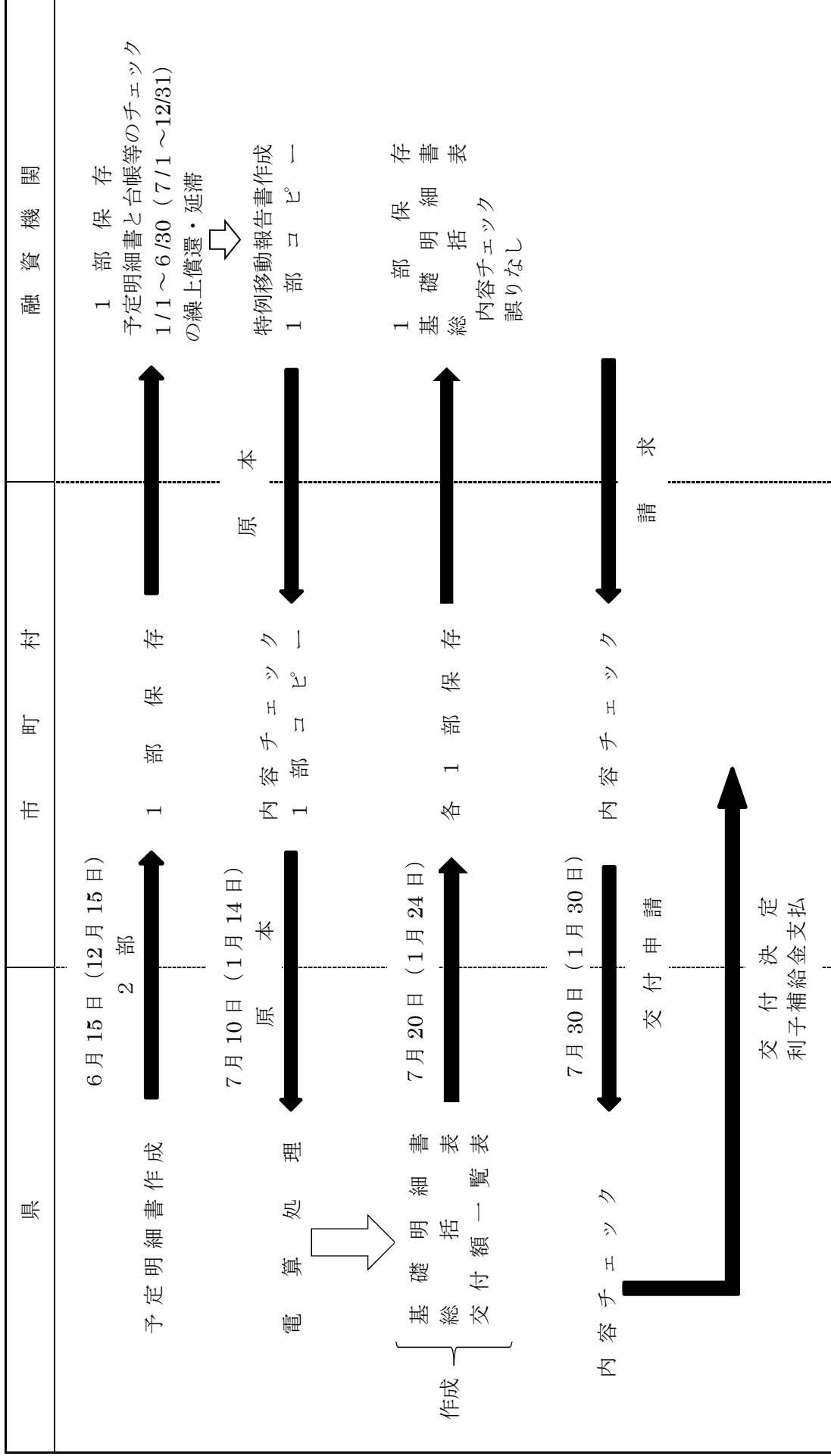
解25 期首延滞解消額欄に 0 と記入し、次に停止処分 220 千円を 10 月 30 日付けで当期外繰上償還その 1 に記入。当期外繰上理由コードは 5 (利子補給停止等の残高除去)を使用すること。

解26 期首延滞解消分 50 千円を記入。

# 災害資金貸付実行報告事務の流れ



# 災害資金利子補給事務の流れ



※ 各提出日は上期の場合、( ) は下期

※ 市町村→県の期限厳守のこと